

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

平成 30 年 5 月 25 日

収支等命令者

佐賀県産業労働部新エネルギー産業課長

池 田 百 合 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県唐津市等沖洋上風力発電事業に係るゾーニング調査業務
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 11 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県産業労働部新エネルギー産業課が認めた場所
- (5) 予算額 33,909,000 円

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

- ケ 決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(ロ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(ハ) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(オ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(カ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと及び次の b から g までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

b 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用して  
いる者

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

(ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。

(イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。

(ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。

(エ) 全ての構成員が、(2)のアの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。

(オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

### (3) 再委託の禁止

本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、佐賀県に報告し、及び承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

## 3 入札手続等に関する事項

### (1) 担当課

佐賀県産業労働部新エネルギー産業課 新エネルギー担当（新館9階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7380

FAX番号 0952-25-7369

電子メールアドレス shin-ene@pref.saga.lg.jp

### (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成30年5月25日（金）から同年6月20日（水）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出

期限までに競争入札参加資格確認申請書に係る資料を添付した上で、  
(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限

平成 30 年 6 月 20 日（水）午後 5 時までに必着

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成 30 年 6 月 25 日（月）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)のアの(カ)のaからgまでのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のアの(カ)のbからgまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 提案書の提出期限

ア 「佐賀県唐津市等沖洋上風力発電事業に係るゾーニング調査業務に関

する入札提案書（以下「提案書」という。）を平成30年6月29日（金）午後5時までに(1)の担当課に持参し、又は郵送すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年7月9日（月）午前10時（入札を郵送で行う場合には、「佐賀県唐津市等沖洋上風力発電事業に係るゾーニング調査業務に係る入札書在中」と表書きし、同月6日（金）午後5時までに(1)に必着のこと。）

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館9階 産業労働部内会議室

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時

平成30年7月9日（月）午後（時間は、入札者に対し別途連絡する。）

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館9階 産業労働部内会議室

(9) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、提案書に基づき、入札者ごとに行う。

なお、プレゼンテーションの順番及び持ち時間は、入札者に対し別途連絡する。

(10) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 104 条第 1 項の規定により、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は确实と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は确实と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同

種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(11) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(12) 入札方法に関する事項

ア 提案書及び入札書に係る必要書類及び提案書の提出部数については、入札説明書のとおりとする。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

ウ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に108分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「 」の記号を付記すること。

(13) 落札者の決定方法

ア 前提条件

規則第105条の規定により作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を満たしているものでなければならない。

イ 提案内容の評価方法

別に定める落札候補者選定基準に示す各項目の点数の範囲内（総点数の上限は、180点）で提案内容の評価に応じて技術点を与える。

なお、「落札候補者選定基準」の必須項目の基礎点が1項目でも0点となった場合は落札者となり得る資格を失う。

#### ウ 入札価格の評価方法

(ア) 入札価格については以下の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \times 1.08 / \text{予定価格}) \times \text{価格点満点} (90 \text{点})$$

(イ) 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

#### エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) アの前提条件を満たす者のうち、イ及びウで算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とする。

(イ) 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### オ 入札者が1社のみの場合の取扱い

入札者が1社のみであった場合は、イで算出された技術点が本入札に

係る審査委員会が定める最低基準を満たしている場合においては、その者との契約に何ら支障がないものとする。

(14) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は3回までとし、再度入札においても予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者がいない場合は、入札を中止する。

(15) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載において(12)のエの要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法（明治29年法律第89号）第95条により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(16) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(17) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(18) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、指定期限までに契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(10)のイの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、そ

の者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

(7) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。

(8) 委託業務に従事する者又は従事していた者が、当該委託業務に関して知り得た個人情報を不正に提供し、又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（第 47 条）に基づき処罰されることがある。

(9) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。

(10) 入札書及び提案書の作成、提出等に関し必要な費用は、入札者の負担とする。

(11) 詳細は入札説明書による。

5 この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 6 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Investigation for zoning pertaining to offshore wind power project  
in and off the shore of Karatsu City, etc., Saga Prefecture

(2) Fulfillment period :

From the day the contract is signed to March 11, 2019

(3) Bid description access :

Available for download Friday, May 25, 2018 to Wednesday, June  
20, 2018 from the Saga Prefectural Government website:

(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) Date and time for the opening bids and tenders:

The opening bids and tenders will take place at 10 am on Monday,  
July 9, 2018.

Please submit tender specifications either in person or via mail.

If sending by mail, tenders must be received by 5 pm on Friday,  
July 6, 2018.

(5) Contact information :

New Energy Industry Division (New Building, 9th floor), Department  
of Industry and labor, Saga Prefectural Government, 1-1-59, Jonai,  
Saga city, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel:0952-25-7380 Fax:0952-25-7369